

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

県立中央病院空調機器清浄・室内環境適正化業務 一式

（２）業務の仕様

別添県立中央病院空調機器清浄・室内環境適正化業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（３）業務の期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の業種区分の全てに登録されている者であること。

（ア）建物等の保守管理の建築物内部清掃

（イ）建物等の保守管理の空気環境管理（測定、清掃）

（ウ）建物等の保守管理の空調設備管理（運転保守）

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有している者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 15 に規定する基準に適合している者として一般財団法人医療関連サービス振興会の認定を受けていること。

（６）令和 3 年 4 月 1 日以降に、1 件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が 20,000 平方メートル以上の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。）の清掃業務（以下「類似業務」という。）を元請けとして履行した実績を有する者であること。

（７）本件業務に係る業務責任者として、本件業務の履行期間中、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 7 条第 1 項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている技術者を選任し、本件業務の実施日時に対象施設へ常駐させることが可能である者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当
電話 0857-26-2271 (内線 2762)
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年7月24日(金)から同年8月6日(木)までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>) から入手すること。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月19日(水) 午後1時30分

イ 場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院 カンファレンス室3 (本館7階)

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関して質問がある場合は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メール又は郵便等により4の(1)の場所に令和8年7月31日(金)午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

なお、電子メールによる場合は、件名に「県立中央病院空調機器清浄・室内環境適正化業務に関する質問」と明記することとし、郵便等による場合は4(1)の場所に提出すること。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和8年8月4日(火)に鳥取県立中央病院のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を作成の上、4の(1)の場所に令和8年8月6日(木)午後5時までに提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(5)を証するもの(認定証明書の写し等)

(3) 2の(6)を証するもの(契約書の写し等)

(4) 2の(7)を証するもの(資格者証の写し等)

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年8月10日(月)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立中央病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年8月17日(月)午後5時までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立中央病院長は、説明を求めた者に対して令和8年8月18日(火)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札に当たっては、仕様書に示す清掃機器1台当たりの単価(税抜)に予定数量を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を入札金額として入札書(様式第4号)に記載すること。
なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価(税抜)にそれぞれの実績数量を乗じて得た金額の合計額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって請求額とする。
- (3) この調達の入札書に記載された単価(税抜)による単価契約であり、予定数量は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札金額は、これを改めることはできない。
- (6) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて計3回とする。)
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札時に必ず委任状(様式第3号)を提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (9) 委任状及び入札書の宛名は、「鳥取県立中央病院長 千酌 浩樹」とする。
- (10) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (11) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、政令、会計規則、財務規程、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第112条第4項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 委任状のない代理人の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 金額数字の不鮮明な入札
- (8) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額（単価契約による場合は契約期間中の支払予定額の総額）が支払予定総額の 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 5 号）を 4 の（1）の場所に提出すること。
- (7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札後直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 6 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。